

福岡市城南区選挙管理委員会
令和4年3月1日(火)
午前10時00分から

1 議 題

- | | |
|---------------------|---------|
| (1)選挙人名簿から抹消する者について | (議案第4号) |
| (2)選挙人名簿に登録する者について | (議案第5号) |
| (3)読点の表記の改正について | (議案第6号) |

2 その他

- (1)次回以降の委員会日程について(予定)

令和4年4月20日(水) 午前10時00分から

令和4年5月20日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 4 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 大 石 司

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 265 人 |
| | 内訳 死亡者 | 56 人 |
| | 市外転出者 | 209 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 3 月 1 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和4年3月1日

1 死亡者

令和4年2月28日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和3年10月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	24	32	56
転出者	109	100	209
計	133	132	265

議題 (2)
議案第 5 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 4 年 3 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 大 石 司

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 登録する者の数 | 848 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和 4 年 3 月 1 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録）

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、^{<※1>}登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項（略）において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1>法第 19 条第 2 項（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月（（略）「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議題 (3)
議案第 6 号

読点の表記の改正について

福岡市城南区選挙管理委員会告示の読点の表記を改めるので次のように告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 大 石 司

- 1 読点の表記の改正
この告示の施行の際現に効力を有する福岡市城南区選挙管理委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。
- 2 施行期日
令和 4 年 4 月 1 日

(理由)

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、告示に用いられている読点の表記を改める必要があることによるもの。

○公職選挙法（抜粋）

（選挙事務の管理）

第 5 条 この法律において選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除くほか、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については中央選挙管理会が管理し、衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。